

1 処分を受けた税理士

氏 名： 中島 涼

登録番号： 第131030号

2 処分の内容

平成31年1月18日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であったA社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者からの意向を踏まえ、過大な繰越欠損金について当期の所得金額から控除できないことを認識していたにもかかわらず、当該繰越欠損金を計上し、所得金額から控除することによって、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。